【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月３日
【会社名】	東亜ディーケーケー株式会社
【英訳名】	DKK-TOA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 輝男
【本店の所在の場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目２９番１０号
【電話番号】	(03) 3202-0211（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長兼 経理部長　　玉井　亨
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目２９番１０号
【電話番号】	(03) 3202-0211（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長兼 経理部長　　玉井　亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　1,080,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番1号）

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式は1,000株になっております。

(注) 1 本普通株式の発行は、平成22年12月３日開催の取締役会決議によります。
2 振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２ 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	3,600,000株	1,080,000,000	540,000,000
一般募集	―	―	―
計(総発行株式)	3,600,000株	1,080,000,000	540,000,000

(注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
2 第三者割当の方法によります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
300	150	1,000株	平成22年12月20日（月）	―	平成22年12月20日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 割当予定先との間で、総数引受契約を締結する予定です。
3 上記総数引受契約を締結しない場合には、新株式に係る割当は行われないこととなります。
4 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
5 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東亜ディーケーケー株式会社 企画総務部	東京都新宿区高田馬場一丁目29番地10号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場三丁目２番地３号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,080,000,000	18,000,000	1,062,000,000

（注）１ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２ 発行諸費用の内訳は、弁護士費用に12,000,000円、アドバイザリー費用に1,000,000円及び登記関連諸費用等に5,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記、差引手取概算額1,062百万円につきましては、開発研究センター（狭山テクニカルセンター内）開発研究設備費、研究開発費及び金融機関からの借入金返済に充当するものであります。また、具体的な使途につきましては以下のとおりであります。

なお、支出時期までの資金管理は、当社銀行口座において適切に管理いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 開発研究センター（狭山テクニカルセンター内）開発研究設備費（注)１	300	平成22年12月
② 研究開発費（注)２	500	平成22年12月～平成23年９月
③ 主要取引銀行（４行）の借入金返済（注)３	262	平成22年12月～平成23年３月

（注）１ 具体的にはクリーンルーム、環境試験室・ＥＭＣ試験室、実験台、純水製造装置、関連する付帯設備一式であります。

２ 新製品の開発及び既存製品の競争力の維持・向上を図るための継続的な研究開発費として人件費400百万円、計測器試作の材料費等100百万円に充当することとしております。

３ 借入金につきましては、開発研究センター建設を含む当面の資金として手当てしていたものであり、これらの返済に充当することとしております。

なお、後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書に記載された重要な設備の新設、除却等の計画については、本有価証券届出書提出日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成22年９月30日現在）以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名(所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完了後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)				
提出会社	狭山テクニカルセンター(狭山市北入曽)	計測器事業	開発研究センター(R&DCenter)建物及び開発研究設備	900	600	自己資金及び増資資金	平成22年４月	平成22年12月（注）２	（注）３
提出会社	本社他	計測器事業	製品製造用の金型・プリント版設備の更新・改修	158	―	自己資金	未定	未定	―
提出会社	東京都他	その他の事業	不動産賃貸業用建物等改修	39	―	自己資金	未定	未定	―

(注) １．上記の金額に消費税等は含まれておりません。

２．開発研究センターは、平成22年９月末日に竣工しておりますが、開発研究設備の搬入及び設置の完了は平成22年12月を予定しております。

３．本設備投資は、現在３事業所に分散している開発機能を集約統合し、開発力の強化と促進を図ると共に生産部との連係強化による顧客ニーズへの即応態勢を企図したものでありますので完成後の増加能力の算定は困難なため記載しておりません。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ．割当予定先の概要

名称	Hach Company (以下「ハック」といいます。)
本店の所在地	5600 Lindberg Drive, Loveland, CO 80539 The United States of America
国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事業所が存在しないため該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	President Lance Reisman
資本金	4,050百万円（US$45M）*１ドル90円換算
事業内容	水質分析計の製造・販売
設立	1968年
従業員数	1,371名
主要取引先	全世界的に営業展開しており、多数の取引先を有しています。

<table>
<tr><td rowspan="17">主たる出資者及び出資比率</td><td colspan="4">Danaher Corporation（以下「ダナハー」といいます。）100%出資</td></tr>
<tr><td colspan="4">ハックは、ダナハー100%出資の非上場会社であることからすべての業容を開示しておりません。当社では、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社としてダナハーを位置づけていることから、以下にダナハーの概要を記載いたしました。</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">Danaher Corporation</td></tr>
<tr><td>本店の所在地</td><td colspan="3">2099 Pennsylvania Avenue Washington, DC 20006
The United States of America</td></tr>
<tr><td>代表者の役職及び氏名</td><td colspan="3">President H.Lawrence Culp,Jr</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td colspan="3">323,010百万円（US$3,589M）*１ドル90円換算</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="3">数多くの事業会社を傘下に持つコングロマリット（複合企業体）で、電気テスト機器、環境監視・分析計器、医療設備、動作制御機器、製品識別表示装置及び機械工具・部品の６つの分野で事業展開しています。</td></tr>
<tr><td>設立</td><td colspan="3">1969年</td></tr>
<tr><td>発行済株式数</td><td colspan="3">354,487,000株　ニューヨーク証券取引所上場</td></tr>
<tr><td>決算期</td><td colspan="3">12月</td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td colspan="3">46,600人（連結）</td></tr>
<tr><td>主要取引先</td><td colspan="3">全世界的に営業展開しており、多数の取引先を有しています。</td></tr>
<tr><td>大株主及び持株比率</td><td colspan="3">1.PRICE(T.ROWE) ASSOCIATES INC 9.81%
2.FMR LLC 5.41%
3.AXA 3.76%
4.VANGUARD GROUP,INC 2.96%
5.STATE STREET CORPORATION 2.73%
6.MASSACHUSETTS FINANCIAL SERVICES CO-OTHER 2.63%
7.PRICE(T.ROWE) GROWTH STOCK FUND INC 2.50%
8.BlackRock Institutional Trust Company.N.A. 2.36%
9.NORTHERN TRUST CORPORATION 2.07%
10.FIDELITY CONTRAFUND INC 1.71%
（平成22年６月30日現在）</td></tr>
<tr><td colspan="4">最近３年間の経営成績及び財政状態　（米ドル）1ドル90円換算</td></tr>
<tr><td>決算期</td><td>平成19年12月期</td><td>平成20年12月期</td><td>平成21年12月期</td></tr>
<tr><td>連結純資産</td><td>817,650百万円
($9,085M)</td><td>882,720百万円
($9,808 M)</td><td>1,046,700百万円
($11,630 M)</td></tr>
<tr><td>連結総資産</td><td>1,572,390百万円
($17,471 M)</td><td>1,574,100百万円
($17,490 M)</td><td>1,763,550百万円
($19,595 M)</td></tr>
<tr><td></td><td>連結売上高</td><td>992,250百万円
($11,025 M)</td><td>1,142,730百万円
($12,697 M)</td><td>1,006,560百万円
($11,184 M)</td></tr>
<tr><td></td><td>連結営業利益</td><td>156,600百万円
($1,740 M)</td><td>168,210百万円
($1,869 M)</td><td>138,780百万円
($1,542 M)</td></tr>
<tr><td></td><td>連結経常利益</td><td>147,330百万円
($1,637 M)</td><td>157,410百万円
($1,749 M)</td><td>128,160百万円
($1,424 M)</td></tr>
<tr><td></td><td>連結当期純利益</td><td>123,210百万円
($1,369 M)</td><td>118,530百万円
($1,317 M)</td><td>103,590百万円
($1,151 M)</td></tr>
<tr><td></td><td>１株当たり連結当期純利益</td><td>396.0円
($4.40)</td><td>371.7円
($4.13)</td><td>323.1円
($3.59)</td></tr>
<tr><td></td><td>１株当たり配当金</td><td>9.9円
($0.11)</td><td>10.8円
($0.12)</td><td>11.7円
($0.13)</td></tr>
</table>

（注）割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日（平成22年12月３日）現在におけるものであります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	ハックは当社普通株式3,059,000株を所有しております。
人事関係		ハックの親会社であるダナハーから非常勤の取締役2名を受け入れております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は平成17年11月にハックと業務及び資本提携契約を締結しており、ハックの国内総代理店として当社がハック製品の輸入販売を行っています。また一方で、ハックも当社製品を取り扱うなど相互販売協力のパートナーとして協業関係にあります。

（注）提出者と割当予定先との間の関係、本有価証券届出書提出日（平成22年12月３日）現在におけるものであります。

ｃ．割当予定先の選定理由

当社は、平成17年11月にハックとの業務及び資本提携契約を締結して以来５年が経過し、業務提携の対象であった相互の販売協力という面において一定の成果を得るに至っております。

また、当社は、平成21年８月の取締役会において、埼玉県狭山市の狭山テクニカルセンター内に開発研究センターを建設することを決定し、この９月末日に竣工の運びとなりましたが、当該研究施設については、ハックとの共同開発研究拠点とすることによって同社及び同社グループとの相互の販売協力のみならず、開発研究活動、その他事業全領域で協業を進めることとしております。

そこで、この度当社は、「グローバル企業としての成長戦略」の一環として、ハックとの相互販売協力以外の分野を強化するため、業務及び資本提携契約の補訂合意書の締結を決定すると共に、その一環として建設した開発研究センターの費用を負担してもらうべく、ハックに対する第三者割当増資（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することとし、本第三者割当により払い込まれる資金は、開発研究センターの開発研究設備費及びハックとの提携関係の強化などを見据えて新製品の開発及び既存製品の競争力の維持・向上を図るための継続的な研究開発費（人件費及び材料費等）に充当するほか、その残額を開発研究センター建設を含む当面の資金として手当てしていた借入金の返済に充当することといたしました。

当社は、ハックとの業務提携の強化を機にハックの国内総代理店として同社製品の更なる拡販体制を敷くと共に、海外の同社チャンネルを活用して中国市場を伸長させるほか、将来は、EU、米国市場開拓への更なる協業を視野に入れております。

ハックとの更なる業務及び資本提携の目的をまとめると、概ね次のとおりとなります。

①相互ビジネスで製品の開発

②相互営業で国際市場の開拓

③相互生産で価格競争に勝利

④相互経営で事業拡大の発掘

当社は、経営及び成長戦略の最大のテーマを「国際市場拡大」として、ブランド力世界ＮＯ.1を最終目標に掲げており、その戦略として「ハックとの相互技術」、「相互供給」、「相互ビジネス」に取り組み発展させる所存です。

このように、今後当社が、中長期的に成長戦略を推進するには、ハックとの関係を強化し、同社を当社のパートナーとして事業展開の拡充強化を図ることが重要と判断していることから、ハックを割当予定先として選定しております。

（注）

・当社とハックは、両社の提携関係を促進させるために、業務及び資本提携の補訂合意において、ハックが保有する当社普通株式の総議決権に対する議決権割合が33.4%以上である限りにおいて、同社が当社取締役候

補者３名（従前２名）の指名権を有する旨を合意しておりますが、同社との間では、合わせて当社の経営方針の尊重及び上場の維持が確認されており、基本的に当社の経営の自主性を尊重することとなっております。

・割当予定先のハックの親会社であるダナハーは、ニューヨーク証券取引所に上場の複合企業体であり、６つの分野（電気テスト機器、環境監視・分析計器、医療設備、動作制御機器、製品識別表示装置及び機械工具・部品）で事業展開しております。ハックはダナハーの環境監視・分析計器分野における中核企業であり、米国、欧州、アジアの世界３局体制を構築することを目指しております。

ｄ．割り当てようとする株式の数

当社普通株式　3,600,000株

ｅ．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるハックから、本第三者割当の払込期日から２年以内に本第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき書面にて同意を得ております。

なお、当社及びハックは、業務及び資本提携に関する補訂合意において、平成24年７月１日以降、ハックが当社の意見を検討した上で事前に通知することによりハックの親会社グループに対し新株式の全部又は一部を譲渡することができる（同日前の処分等については当社との合意が必要です。なお、同日の前後にかかわらず、ハックに法令等による一定の義務が生じた場合には両者で協議の上、新株式の全部又は一部を譲渡することができる）（譲渡を受けた者についても同様とする）旨の合意をしております。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるハックは、本第三者割当にかかる払込みに必要な資金をハックの親会社であるダナハーからハックに対する出資により賄うとのことで、これについて、ダナハーがハック宛に発行したハックに出資することを約した証明書の写しを受領しているほか、ダナハーの直近の決算書（平成21年12月31日）及び10-Q Quarterly report（平成22年10月１日）により、ダナハーが本第三者割当にかかる払込みに要する資金として十分な現預金を有していることを確認しております。従って、割当予定先であるハックによる本第三者割当の払込みは確実なものと判断しております。

ｇ．割当予定先の実態

割当予定先であるハックは、５年間に渡って当社と業務提携関係にあり、当社の発行済普通株式の18.12%を保有する既存大株主であります。また、当社は、５年間に渡ってハックが指名する取締役２名を受け入れており、これらの者及びハックが反社会的勢力とは関係がないと認識しております。　さらに、上記ａ．「割当予定先の概要」に記載のとおり、ハックは、ニューヨーク証券取引所に上場しているダナハーの100%子会社であります。海外の上場会社であるダナハーは、企業行動規範を作成して反社会的勢力と一切関係を持たないことを宣言し、自己の役職員並びに子会社であるハック及びその役職員に徹底していることを、ダナハーが派遣しているハック役員に確認しております。

また、今回、英国の第三者調査機関であるBilliter Partners Ltd社にハック（ハックの子会社2社を含む）及びその役員並びに出資者であるダナハー及びその社長の反社会的勢力との関係について調査を依頼し、反社会的勢力とは一切関係がない旨の報告書を受領しております。

当社は、本第三者割当の割当予定先であるハックとの従前からの提携関係があるものの、慎重を期して、以上のようにハック（ハックの子会社2社を含む）及びその役員並びにハックの出資者であるダナハー及びその社長が反社会的勢力とは関係がないことを確認しており、また、ハック及びその役員及びハックの出資者であるダナハーが反社会的勢力とは関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格につきましては、当社の一株当たり純資産（BPS）、財務状況、事業見込及び業績環境、並びにハックによるビジネスに関するデューディリジェンスの結果を踏まえ、当社と割当予定先であるハックと協議・交渉を経た上で、１株当たり300円といたしました。

この発行価格は、平成22年12月２日の株式会社東京証券取引所における当社株式の株価終値232円に対して29.31%のプレミアムを、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値243円に対して23.46%のプレミアムを、同日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値239円に対して25.52%のプレミアムを、同日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値237円に対して26.58%のプレミアムを加えた金額になります。

以上のことから上記発行価格については、割当予定先に有利な内容ではなく、当社の企業価値の観点からも合理性があるものと判断しております。

（2）割当数量及び希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により新規に発行する株式数は3,600,000株であり、平成22年12月２日現在の発行済株式数(16,880,620株)の21.33%、また、同日現在の総議決権数(16,082個)の22.39%となります。

なお、当社は、平成22年12月３日開催の取締役会において、本第三者割当におけるハックによる払込がなされることを条件として、平成22年12月20日付で、自己株式600,000株の消却を実施することを決議しました。本第三者割当と並行してかかる自己株式の消却を実施することにより、本第三者割当による発行済株式総数の増加は3,000,000株に抑制されることとなります。

従って、本第三者割当実行後かつ自己株式消却後の発行済株式総数は19,880,620株、ハックの持株比率は33.49%となる予定であります。

本第三者割当による希薄化の規模は、本第三者割当が当社のパートナーであるハックとの提携強化を目的とし、当社のグローバル企業としての経営成長戦略に資するものであり、中長期的には企業価値の向上に寄与するものであることから、合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合

Hach Company (常任代理人香港上海銀行東京支店)	5600 Lindberg Drive, Loveland, CO 80539 The United States of America （東京都中央区日本橋三丁目11-1）	3,059,000	19.02%	6,659,000	33.83%
山下 直	東京都渋谷区	1,336,355	8.31%	1,336,355	6.79%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１-１	1,050,000	6.53%	1,050,000	5.34%
東亜ディーケーケー社員持株会	東京都新宿区高田馬場一丁目29-10	617,640	3.84%	617,640	3.14%
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目１-５	512,500	3.18%	512,500	2.60%
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26-１	446,000	2.77%	446,000	2.27%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	419,200	2.61%	419,200	2.13%
佐々木 輝男	東京都中野区	386,242	2.40%	386,242	1.96%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目２-１	259,000	1.61%	259,000	1.32%
小板橋 久夫	東京都小平市	237,668	1.47%	237,668	1.20%
計	－	8,323,605	51.74%	11,923,605	60.57%

(注) １．平成22年９月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年９月30日現在の総議決権数に、本第三者割当により増加する議決権数(3,600個)を加えて算出した数値であります。

６【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第１ 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年12月３日）までの間において変更がありました。以下の内容は、変更後の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成22年12月３日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

［事業等のリスク］

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 事業環境の変動

当社グループは、環境・プロセス分析機器の売上割合が大きく、この分野での法規制の動向、製品需給の変動により業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、貸ビル、貸店舗を所有し不動産賃貸業を行っております。現状は100%の入居率でありますが、テナントのご都合により退去等が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 為替相場の変動

当社グループは、ハックの国内総代理店契約を締結しており、同製品の輸入に際しては米ドル建ての決済をしているため、想定以上の為替相場の変動により業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 契約や取引に関するリスク

当社グループは、お客様、仕入先ほか利害関係者との間で、取引にかかる様々な契約を締結しておりますが、契約の履行や取引の条件などを巡って利害関係者と見解が食い違うなどした場合、損害賠償請求などにより業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 製造物責任

当社グループは、国内外の品質基準を遵守し、すべての製品・サービスの信頼性を維持するために万全の品質保証体制を整えておりますが、予期せぬ欠陥等により製造物責任が発生する可能性があります。当社グループでは製造物責任賠償の保険に加入しておりますが、当該保険ですべての賠償額をカバーできる保証はなく業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 税効果会計

当社グループは、将来の予想を前提に資産の算定を行っているため、予想の前提となる数値に変更がある場合またはこれらの算定を行うための会計基準の変更がある場合には、当社グループの貸借対照表、損益計算書に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法的規制

当社グループでは、公正な競争に関する規制及びその他商取引、労働、知的財産権、租税等の各種法令諸規制の適用を受けております。これらの法令諸規則又はその運用にかかる変更は、当社グループの事業活動への制約、法令遵守対応にかかる費用の増加又は法令諸規則違反による当社グループへの過料賦課若しくはこれに関連する民事訴訟の提起等がなされた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、平成21年３月期に、独占禁止法違反に伴う違約金発生見込額について損害補償損失引当金を計上しておりますがこれに関連した損害賠償請求等が行われた場合、計上した引当金の額を超える支払義務が発生しないという保証はありません。

⑦ 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成22年12月３日開催の取締役会において、平成22年12月20日付で、ハックを割当予定先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）の方法により、当社普通株式3,600,000株を発行することを決議いたしました。新たに発行される株式3,600,000株は、平成22年9月30日現在の発行済株式数（16,880,620株）の21.33%、また、同日現在の総議決権数（16,082個）の22.39%にあたります。

また、当社は、平成22年12月３日開催の取締役会において、本第三者割当にかかるハックによる払込がなされることを条件として、平成22年12月20日付で、自己株式として当社が保有する当社普通株式600,000株の消却を実施することを決議しております。

上記消却により本第三者割当による発行済株式総数の増加は3,000,000株に抑制されるものの、本第三者割当における新株発行によって、当社普通株式の１株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ ハックの議決権保有割合の上昇及び維持に関するリスク

本第三者割当における割当予定先であるハックは、平成22年９月30日現在で当社の総議決権の19.02%を保有しておりますが、本第三者割当における新株発行後は、当社の総議決権の33.83%を保有することとなります。

また、当社は、平成22年12月３日付で、ハックとの間で、業務及び資本提携に関する補訂合意（以下「本補訂合意」といいます。）を締結しております。この補訂合意によって、当社及びハックは、ハック（その関係会社を含みます。以下同じ。）が33.4%以上の議決権を保有している限り、①当社は、同社の同意なしに、同社の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行わないこと、②当社が割当予定先の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行う場合、同社は33.4%の議決権保有割合を維持するために必要な新株の割当等を当社に請求できること、③当社が当社取締役（最大12名）のうち３名を上限として、ハックが指名する者を選任することを合意しております。

本補訂合意によって、ハックが33.4%以上の議決権を保有している限り、ハックが当社の総議決権の３分の１を超える議決権を保有し、株主総会において重要議案に対する事実上の拒否権を有することが見込まれます。ハックと当社の他の株主の間で、当社の経営方針についての考え方や利害が異なることとなった場合、ハック以外の当社の株主の考え方を反映した意思決定を行えない等の事態が生じ、当社グループの事業運営、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本補訂合意によって、当社取締役会は、当社の指名する取締役（最大９名）に加え、ハックが指名する者３名から構成されることとなります。当社とハックの間で、当社の経営方針についての考え方や利害が異なることとなった場合、当社グループの事業運営、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ ハックとの業務提携に関するリスク

当社は、ハックとの間で平成17年11月21日付で締結した業務及び資本提携契約に基づき、５年間に渡り同社との業務提携を維持して参りましたが、本補訂合意に基づき、本第三者割当後、同社との業務提携を一層進めていくことを企図しております。当社は、ハックとの今後のさらなる業務提携を通じて、営業面では、同社の国内総代理店として同社製品の更なる販売拡大を図るとともに、同社の販売チャンネルを活用して中国市場等の開拓を計画しております。また、研究開発面では、次世代の新製品開発に共同で取り組むことを合意しております。

しかしながら、本補訂合意に基づく今後の業務提携が計画どおりに具体的に実行されるとの保証はなく、また、かかる提携が実行された場合でも、当社の企図する経済的効果が得られない可能性があります。

また、当社事業のハックに対する依存度が高まる結果、ハックの業績が悪化した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

２．臨時報告書の提出について

「第四部　組込情報」の有価証券報告書（第66期）の提出日（平成22年６月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年12月３日）までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

Ⅰ　平成22年６月30日に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に規定に基づき下記内容の臨時報告書を提出しております。

(1)　株主総会が開催された年月日

平成22年６月29日

(2)　決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金７円　総額113,677,613円

ロ　効力発生日

平成22年６月30日

第２号議案　監査役１名選任の件

林　健市氏を監査役に選任するものであります。

第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役を辞任する乙黒　勤氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名及び監査役４名に対し、役員賞与総額1,000万円を支給するものであります。（取締役分900万円、監査役分100万円）

(3)　決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の配当の件	11,690	9	2	（注）１	可決　99.9
第２号議案 監査役１名選任の件	11,693	6	2	（注）２	可決　99.9
第３号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	11,675	24	2	（注）１	可決　99.8
第４号議案 役員賞与支給の件	11,664	35	2	（注）１	可決　99.7

（注）１　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

２　議決権を行使することが出来る株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

Ⅱ 平成22年７月21日に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき下記内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 当該事象の発生年月日

平成22年７月21日 取締役会決議

(2) 当該事象の内容

①譲渡の理由

当社は、かねてから開発の機能が３ヶ所に分散していたので、開発拠点を統合一本化するため、埼玉県狭山市（狭山テクニカルセンター内）に本年秋竣工予定の「新開発研究センター」を建設中であります。つきましては、現開発本部がある武蔵野RDセンター（東京都武蔵野市）の跡地を売却することといたしました。

②譲渡資産の内容

資産の内容 土地1,217.86㎡

所在地 東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目1578-7

東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目1578-8

③譲渡先の概要

商号 伊藤忠都市開発株式会社

本店所在地 東京都港区赤坂2-9-11

代表者 代表取締役社長 辻村 茂

当社との関係 なし

④譲渡金額 802百万円

⑤譲渡日程 平成22年７月21日 取締役会決議

平成22年７月23日 売買契約締結

平成22年12月28日 物件引渡（予定）

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡益は諸経費控除後約760百万円となる見込であり、平成22年12月において特別利益に計上する予定であります。

第四部　【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日	平成22年６月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第２四半期)	自　平成22年７月１日 至　平成22年９月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部　【特別情報】

第１　【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 21 年６月26日

東亜ディーケーケー株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 川 潤 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 明 典 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社の平成21年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、東亜ディーケーケー株式会社の平成21年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東亜ディーケーケー株式会社が平成21年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

東亜ディーケーケー株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 川 潤 一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 明 典	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成21年７月１日から平成21年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社の平成21年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　 ２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 22 年６月29日

東亜ディーケーケー株式会社
　取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　森　川　潤　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　谷　靖　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐　藤　明　典　㊞

＜財務諸表監査＞

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

　当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社の平成22年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、東亜ディーケーケー株式会社の平成22年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東亜ディーケーケー株式会社が平成22年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

東亜ディーケーケー株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 谷 靖 夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 茂 伸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑 野 正 成	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成22年７月１日から平成22年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社の平成22年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　 2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

東亜ディーケーケー株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　森　川　潤　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　谷　靖　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐　藤　明　典　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年６月29日

東亜ディーケーケー株式会社

取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　森　川　潤　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　谷　靖　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐　藤　明　典　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東亜ディーケーケー株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。